

東部地区在宅医療介護連携推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 疾病を抱えていても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療と介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の提供を行うことが必要である。このため東部医師会と行政（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）が中心となり、関係機関の協力を得て地域包括ケアシステムの構築に必要な多職種協働による在宅医療と介護の連携強化を目的として「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次の事項を検討する。

1. 地域の医療・介護サービス資源の把握
2. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
3. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
4. 医療・介護関係者の情報共有の支援
5. 在宅医療・介護連携に関する相談支援
6. 医療・介護関係者の研修
7. 地域住民への普及啓発
8. 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

(組織)

第3条 協議会は、35名以内の委員をもって組織する。

2. 委員は東部医師会長が委嘱する。
3. 委員の任期は、委嘱日より3年間とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2. 協議会は、必要に応じ随時開催するものとする。
3. 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
ただし、委任状をもって委員の出席とみなすことができる。
4. 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 協議会は、特別な事項を調査、研究させるため、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置できるものとする。

2. WGの委員は会長が指名する。
3. WGが調査、研究した結果については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、東部医師会在宅医療介護連携推進室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

この要綱は、協議会の承認を得た日から施行し、平成31年4月1日から適用する。